

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和元年(2019年)11月20日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 11月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 11月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】ツイッター上での「なりすましアカウント」作成者に対し、なりすまし被害を受けたXが損害賠償請求を行うにあたり当該作成者特定のために経由プロバイダYに発信者情報の開示を求め、同請求が認容された事例(平成30年6月13日東京高裁)

【2】地区運動会の競技でXがYに衝突され頸椎捻挫、末梢神経障害等の診断を受けたためYに損害賠償として約210万円を請求。Yの接触回避義務違反の有無が主な争点とされ、原審はXの請求を全部棄却、控訴審はYの接触回避義務違反を認め通院慰謝料10万円のみ認めた(平成30年7月19日東京高裁)

【3】医療法人Yの病院で気管切開術を受けたAが装着のカニューレにティッシュが詰まった状態で死亡。Aの相続人XらはYに損害賠償を求め、原審では医療従事者の加害の故意等を主張したが棄却、控訴審では汚染防止目的で詰めたティッシュを放置した過失を主張し、請求額が満額認容された(平成30年9月28日大阪高裁)

【4】亡Aの長女Xが、亡Aの長男Cの子Yに対し、亡Aを養親としYを養子としてなされた養子縁組の無効確認訴訟を提起した事案。養子縁組届出書における亡Aの意思能力が争われたが、本判決は無効確認を認容した原判決を取消してXの請求を棄却した(平成31年2月8日大阪高裁)

【5】妻Yが財産分与の申立を含む離婚等請求訴訟(別件訴訟)を提起したところ、夫Xが婚姻に各2分1の持分割合でXYが購入した不動産につき共有物分割請求訴訟(本件訴訟)を提起。Xの意図とYの意図を総合考慮しXが本件不動産の共有物分割を請求することは信義則に違反する等としてXの請求を棄却(平成29年12月6日東京地裁)

【6】要介護状態のAがYの設置する施設の短期入所生活介護サービスを利用中転倒して骨折、その約半年後誤嚥性肺炎で死亡したためAの妻XがYに安全配慮義務違反による損害賠償を求めた事案。本判決は義務違反は認めたと事故と死亡との因果関係は認めず、治療費及び慰謝料の支払を命じた(平成30年6月27日さいたま地裁)

【7】Xらは使用した石鹼によりアレルギー症状を発症したとしてY1(販売会社)、Y2(製造会社)に対し本件石鹼の欠陥の存在を、Y3(原材料製造会社)に原材料の欠陥の存在を主張し損害賠償金の支払を求めたところ、各Yの製造物責任の存在を認め慰謝料支払が認容された(平成30年7月18日福岡地裁)

【8】高齢者が温泉施設の浴場入口で転倒した事件において施設側の安全配慮義務が争われた事案。Xは当該浴場の入口部分に段差があり浴場側には滑止めのゴムマットが敷かれていなかったこと等を主張したが、施設側にゴムマットを敷く義務はなかったとしてXの請求を棄却(平成30年11月29日旭川地裁)

【9】XはY社との投資顧問契約に基づきYが提供する投資助言サービスに従い株価指数先物取引を行っていたが、本件契約が投資一任契約に該当しYに説明義務違反及び配慮義務違反があるとして被った損害の賠償等を請求したところ、同請求が棄却された事例(平成31年1月30日大阪地裁)

【10】家賃債務保証業を営むY社が賃貸借契約当事者との間で締結する家賃債務保証契約中、一定の要件を満たす場合に賃借人の明示的な異議がない限り賃借人からの賃借物件の明渡しがあったものとみなす権限をYに付与する条項につき、その差止等を命じた事例(令和1年6月21日大阪地裁)

(知的財産)

【11】被告が原告の有する本件商標の無効審判を請求し特許庁は無効審決をしたので原告が本件審決の取消を求めて本件訴訟を提起したところ、原告の本件商標登録出願は、長年の取引関係にあった被告との間の信義則上の義務違反となり、健全な商道德に反するなどとして、原告の請求が棄却された事例(令和1年10月23日知財高裁)

【12】「ゲームプログラム、ゲーム処理方法および情報処理装置」なる名称の特許につき特許異議申立による取消決定を受けた原告が、甲1が本件出願前に電気通信回線を通じ公衆に利用可能となったとの認定の誤り等を主張し特許取消決定の取消を求めたが棄却された事例(令和1年10月24日知財高裁)

【13】「無線通信サービス提供システム及び無線通信サービス提供方法」なる名称の特許権を有する原告が、ネット上の広告配信サービスを提供する被告に対し広告配信サービス提供の差止め等を求めたが、被告システムは本件発明の技術範囲に属さないとして棄却された事例(令和1年10月24日大阪地裁)

(民事手続)

【14】申立人(基本事件原告)が書記官に対し相手方(基本事件被告)への訴状副本等の送達につき「住所、居所その他送達をすべき場所が知れない」として公示送達するように申し立てたところ書記官がこれを却下したため異議を申立てたが、原処分は違法はないとして申立が却下された(平成31年2月5日京都地裁)

(刑事法)

【15】ひそかに児童ポルノ法2条3項各号に掲げる児童の姿態を電磁的記録媒体に記録した者が、当該電磁的記録を別の記録媒体に記載させて児童ポルノを製造する行為は同法7条5項の児童ポルノ製造罪に当たるから原判断は正当であるとして上告が棄却された事例(令和1年11月12日最高裁)

【16】いわゆるSBS(揺さぶられっ子症候群)の事案について検察側の小児科医の証言の信用性を否定した上で有罪立証を否定し、症状が外力によるものであるとの前提でいわゆる消去法的に犯人を特定する認定方法の危険を指摘し、原審の判決を破棄し無罪とした事例(令和1年10月25日大阪高裁)

(公法)

【17】タクシー事業の許認可に関わる平成21年特措法に基づく処分行政庁の個人タクシー事業の経営許可申請の却下に対し取消を求め事業許可の義務付けを求めた事案で、却下処分を違法として取消を認めたが、事業許可の義務付けの訴えは請求を棄却(平成30年5月24日東京高裁)

【18】一票の価値の格差を巡り2019年7月施行の参議院の北海道選挙区の選挙無効が争われた事案。裁判所は「違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態の下で施行されたものではあるが」としたものの国会の裁量を逸脱して無効とまでは言えないと判示(令和1年10月24日札幌高裁)

【19】一票の価値の格差を巡り2019年7月施行の参議院(選挙区選出)議員選挙の福井県、富山県、石川県の各選挙区の選挙無効が争われた事案。裁判所は違憲の問題が生ずる程度の著しい不均衡状態にあったとはいえ本件定数配分規定が憲法に違反するとはいえないと判断(令和1年10月29日名古屋高裁)

【20】一票の価値の格差を巡り2019年7月施行の参議院(選挙区選出)議員選挙の滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各選挙区の選挙無効が争われた事案。裁判所は投票価値の不均衡は違憲問題が生ずるほど顕著な不平等状態にあったとはいえないと判断(令和1年10月29日大阪高裁)

【21】一票の価値の格差を巡り2019年7月施行の参議院(選挙区選出)議員選挙の宮崎県選挙区及び鹿児島県選挙区の選挙無効が争われた事案。裁判所は「国会の裁量権の行使として合理性に欠けるものであったと評価することはできない」等として違憲の主張を退けた(令和1年10月30日福岡高裁)

【22】分行政庁に対して墓地使用許可を申請するにあたり、担当課長の容認の基で実際とは異なる条例所定の面積の墓を建立する旨の図面を提出して許可を得たが、その後、面積に条例違反があるとして取消処分を受けたためその取消を求めたが、同請求が棄却された事例(平成30年9月20日札幌地裁)

(社会法)

【23】Yとの間で有期労働契約を締結して就労していたXがYによる解雇の無効を主張し、労働契約上の地位の確認等を求めた訴訟において契約期間満了により当該契約終了の効果が発生するか否かを判断せず請求を認容した原審判断に違法があるとし原審に差戻された事例(令和1年11月7日最高裁)

【24】Xは有期労働契約を更新して長年学校法人Yに勤務してきたが、正規社員との賃金格差は労働契約法20条及び公序良俗に違反するとして損害賠償等を請求。原審は臨時職員と正規職員の単純比較は困難として請求を棄却、控訴審は原判決を変更し損害金の支払を命じた(平成30年11月29日福岡高裁)

【25】鍵の販売、取付、修理等を業とする控訴人が、その開錠技術等に関する営業秘密を被控訴人が違法に持出し業務に用いた行為は不正競争防止法の不正競争行為に該当するとして損害賠償を求めた事案。控訴人主張の開錠方法等は営業秘密に当たらないとして控訴を棄却(令和1年10月9日知財高裁)

【26】競業禁止特約遵守を条件に早期退職加算金を受領しXを退職したYが、その翌日から競業他社で働き始めたためXが早期退職加算金の詐取等を主張し早期退職加算金と同額の損害賠償を請求した事案で、Xの支払請求を認容(平成29年5月29日京都地裁)

(その他)

【27】弁護士会の臨時総会において一部の会員の通常会費の一部を免除する会則改正が決議されたところ、対象外の会員が特別の利害関係がある会員らが審議及び議決に加わり本件決議には瑕疵がある等とし決議の取消又は無効確認を求めたが、その訴えが却下された事例(平成31年3月26日京都地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 東京高判平成30年6月13日 判例時報2418号3頁

平成29年(ネ)第5572号 発信者情報開示請求控訴事件(取消・請求認容(確定))

ツイッター上におけるいわゆる「なりすましアカウント」作成者に対し、なりすまし被害を受けたXが損害賠償請求を行うにあたり、当該作成者特定のために経由プロバイダYに対して発信者情報の開示を求めた事案。

原審は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法(以下、「法」)の「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信役務提供者」にYは当たらないとして請求を棄却したが、控訴審は、ツイッターの運営会社から開示されたIPアドレス等は、氏名不詳者が本件アカウントにログインした際に割り当てられたものであり、本件プロフィール等の侵害情報そのものを現実送信した際に割り当てられたものではないと認定した上で、侵害情報の送信にあたりログイン情報の送信が不可欠で、法4条1項は「侵害情報の発信者情報」ではなく、「権利の侵害に係る発信者情報」と幅をもって規定しているとして、Xの請求を認めた。

(2) 東京高判平成30年7月19日 判例時報2417号54頁

平成30年(ネ)第1024号 損害賠償請求控訴事件(変更・請求一部認容(確定))

地区合同運動会で行われた自転車リングリレー競技(金属製のスティックで自転車のタイヤ部分の金属製の輪を転がして走り、リレー方式で速さを競う競技、本件競技)において、Xの進行方向側に斜めに進んできたYが正面衝突し(本件事故)、Xが頭部を地面に打ち付けて救急車で病院に運ばれ、頸椎捻挫、全身打撲、末梢神経障害の診断を受けた。そこで、Xは、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償請求として休業損害及び通院慰謝料として約210万円の請求をした。Yに接触回避義務違反があったかが主たる争点とされた。

原審(さいたま地判平成30年1月26日)は、競技者には自己のレーンを保持すべき注意義務やスピードのコントロール義務、他の競技者との接触を回避すべき義務もあったとは認められず、本件競技はスポーツの一類型というべきで、Xは本件競技の性質やルールを熟知していたものと推認され、その危険を引き受けていたとして、仮に接触回避義務違反が認められるにしても違法性は阻却される、と判示し、Xの請求を全部棄却した。

これに対し、控訴審は、本件競技について、チームごとのリレー方式であって、次走者にリングとスティックを手渡すことが想定されていたこと、進行レーンは明示されていないが1チーム当たり約5メートルの幅が確保されていたこと、進行方向が外れた場合、やり直しをせずに斜めに進むことができたものの、ルール上はその場で止めてやり直すこともできたこと、高齢者や女性も含めて参加しており、ヘルメットや防具等の着用もないことなどから、競技者相互のボディコンタクトを全く予定していなかった、本件競技の参加者には、他の競技者との衝突を回避するように注意すべき一般的な注意義務が存在し、幅広い参加者が親睦目的で気軽に参加するという本件競技の性質に照らすと、本件競技に内在している危険としての違法性が阻却されるのはごく軽度の危険や衝突に限られる、と判示し、Yの接触回避義務違反を認め、違法性を阻却せず、原判決を変更し、ただ、損害については、休業損害につき本件事故との因果関係を認めず、通院慰謝料10万円だけを認め、その支払いを命じた。

(3) 大阪高判平成30年9月28日 判例時報2419号5頁

平成29年(ネ)第1183号 損害賠償請求控訴事件 取消・請求認容(上告・上告受理申立て<上告棄却・不受理>)

本件は、脳内出血治療のため医療法人YのB病院に入院し、気管切開術を受けたAが、入院中に何者かによりAに装着されている気管切開カニューレにティッシュペーパーを詰められた(本件行為という)状態で、心肺停止となっているところを看護師に発見され、後に死亡したことについて、Aの相続人Xら(Aの妻X1、Aの子X2及びX3)がYに対し、損害賠償を求めた事案である。原審のXらの主張は、本件ティッシュは、本件病院の医療従事者が加害の故意をもって詰めたものであり、また、看護師らは直ちにカニューレに生じた異常を除去する等の措置をとるべきだったのに怠った過失があると主張したが、いずれも棄却されたためXらが控訴した。

控訴審では、Xらは、原審の主張を撤回し、医療従事者は患者の生命・身体を守るため、気切カニューレを閉塞させないように注意すべき義務を負うところ、看護師ないしは他の医療従事者のいずれかが、カニューレ周囲の汚染を防止する等の目的で本件行為をした後、漫然とこれを除去することを失念し放置したという過失があるとの主張に変更したところ、本判決は、本件行為は、看護師ないしは本件病院の医療従事者により行われたものと判断し、Yの責任を認め、X1に対し1500万円、X2及びX3のそれぞれに750万円を支払うよう命じた(各請求額を満額認容。)

(4)大阪高判平成31年2月8日 判例タイムズ1464号47頁

平成30年(ネ)第2088号 養子縁組無効確認請求控訴事件(取消自判, 上告, 上告受理申立)

亡Aの長女(原告・被控訴人)が, 亡Aの長男Cの子Y(被告・控訴人)に対し, 亡Aを養親とし, Yを養子としてなされた養子縁組の無効確認訴訟を提起した事案において, 本件では, 養子縁組届出書のうち「養親になる人」欄及び「届出人」欄の各記載と亡親名下の印影は, いずれもYが記入し押印していたが, 本判決は, 亡Aの意思能力について, 当時, 亡Aの精神状態はYとの養子縁組を理解できず, これを承諾する意思を表明しえない程度にまで悪化していたとはいえない, 縁組の動機目的について, Yと亡Aとの間柄は, 約30年の長きにわたる極めて緊密なもので, 相続税の節税という目的にも合理性がある, 本件縁組に至る経緯にも格別不自然なところは見当たらない等と認定し, このような事情のもとでは, 本件記入等や本件縁組は亡Aの意思に基づくもの(Yの行為に対する了解を推認できる)と判断して, 無効確認を認容した原判決を取り消して, Xの請求を棄却した。

(5)東京地判平成29年12月6日 判例タイムズ1464号208頁

平成29年(ワ)第20564号 共有物分割請求事件(請求棄却, 確定)

X(夫)とY(妻)は, 婚姻期間中に不動産を購入したが(XYの持分割合は各2分の1), その後, 婚姻関係が悪化し, Yが財産分与の申立を含む離婚等請求訴訟(別件訴訟)を提起したところ, Xが本件不動産について共有物分割請求訴訟(本件訴訟)を提起した。本判決は, 先行して係属する別件訴訟の財産分与手続によらずに, 本件訴訟の共有物分割手続によって本件不動産の帰趨が決せられることによりXの受ける利益とYの被る不利益等の客観的事情のほか, 本件訴訟の共有物分割手続において本件不動産の帰趨を決することを求めるXの意図とこれを拒むYの意図等の主観的事情を総合考慮して, 別件訴訟においてYの離婚請求が棄却されるなど本件不動産の帰趨が財産分与手続によっては決まることができないことが確定する前に, Xがあえて本件不動産の共有物分割を請求することは信義則に違反し, また, 権利の濫用に該当するものとして許されないとして, 本件訴訟の原告の請求を棄却した。

(6)さいたま地判平成30年6月27日 判例時報2419号56頁

平成28年(ワ)第1218号 損害賠償請求事件 一部認容, 一部棄却(確定)

本件は, 要介護状態のAがYの設置する施設の短期入所生活介護サービスを利用中, 付添いなしに口腔ケアを行っていたところ転倒して骨折し, その約半年後に誤嚥性肺炎により死亡したことにつき, Aの妻XがYに対し, 債務不履行(安全配慮義務違反)による損害賠償として, 主位的に, 本件事故の結果Aが死亡したとして損害5740万円余の一部2000万円の支払を求め, 予備的に, 仮に相当因果関係が認められないとしても, 本件事故の結果, 重篤な後遺障害を負い損害1976万円余が発生したとして, その支払を求めた事案である。

本判決は, Yには転倒を防止のための措置を講じる義務を負っていたにもかかわらずその義務違反があったとして債務不履行に基づく損害賠償義務を負うとしたが, 本件事故と死亡との相当因果関係を認めることは困難であると判断し, また, Aに事故前の障害以上の障害が後遺したとは認めるに足りないとした上で, 手術やリハビリ等の治療費等の他, 慰謝料250万円の合計306万円余の支払を認めた。

(7)福岡地判平成30年7月18日 判例時報2418号38頁

平成24年(ワ)第1447号 損害賠償請求事件(一部認容, 一部棄却(控訴))

Xらは, 原材料(商品名「グルパール19S」)が配合された石鹸(商品名「茶のしずく石鹸」, 医薬部外品)を使用したところアレルギーに罹患し, アレルギー症状を発症した。Xらは, Y1(販売会社)及びY2(製造会社)に対しては本件石鹸の欠陥の存在を, Y3(原材料製造会社)に対しては本件原材料の欠陥の存在を主張し, 製造物責任法3条に基づき損害賠償金の請求を求めた。

本判決は, 当該医薬部外品等が通常有すべき安全性を欠くといえるかどうかは, 当該医薬部外品等によって生じ得るアレルギー被害として社会通念上許容される限度を超えるかどうかによって判断すべきであるとして, 本件は皮膚の症状にとどまらず食物アレルギーの症状による重大な健康被害を伴い, その被害割合も通常想定されるよりも大きく上回るとして, 通常有すべき安全性を欠いているとして, 本件石鹸の欠陥を認め, また, 原材料の欠陥についても, 洗顔石鹸の原材料として通常有すべき安全性を欠いているとして, 欠陥を認め, 各Yの製造物責任の存在を認め, 慰謝料250万円(重篤者には300万円)を認めた。

(8)旭川地判平成30年11月29日 判例時報2418号108頁

平成27年(ワ)第24号, 平成28年(ワ)第166号 損害賠償請求事件, 独立当事者参加事件(棄却(控訴))

高齢者が, 温泉施設の脱衣場から浴場につながる通路を歩いて浴場に足を踏み入れた際に, 足を滑らせて転倒した事件(以下, 「本件転倒事故」)において, 施設側の安全配慮義務違反が問題となった事案。Xは, 当該浴場の入口部分には約8センチの段差があり, 段差の浴場側部分には滑り止めのゴムマットが敷かれていなかったこと等を主張した。

本判決は, 段差があるからといって, ゴムマットを敷く義務があるとは言えず, 同義務が生じるほど浴場側の

床タイルがすり減っていたとは認められない、他の温泉施設がゴムマットを敷いているからといって、本件施設もゴムマットを敷く義務があったとはいえない、施設が本件転倒事故後に床タイルに切り込みをいれたからといって、事故以前からこの措置を行う義務があったとはいえない等として、Xの請求を棄却した。

(9)大阪地判平成31年1月30日 金法2125号80頁

平成29年(ワ)第5984号 損害賠償請求事件(請求棄却)

本件は、Xが、Y社との間で投資顧問契約を締結のうえ、Y社が推奨する日経225mini先物取引に関する取引内容を記載した電子メールがY社から配信されるという投資助言サービスに従い、株式等の自動売買システムを利用して、日経225miniの株価指数先物取引を行っていたところ、上記投資助言サービスを利用した取引について、主的には、本件契約が金融商品取引法2条8項12号口に定める投資一任契約に該当し、Yには説明義務違反および配慮義務違反があり、これにより損失を被った旨主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、予備的には、本件契約が投資一任契約に該当するか否かにかかわらず、Yには本件契約に付随する信義則上の義務としての説明義務の違反および配慮義務の違反があり、これにより損失を被った旨主張して、Yに対し、債務不履行に基づく損害賠償請求として、Xの被った損失と弁護士費用の合計額金877万4000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

本判決は、不法行為に基づく損害賠償請求については、本件契約においては、Xは自己の判断により、いつでも投資助言サービスやそれに従った取引を停止できたことなどから、本件契約は投資一任契約に該当せず、Xの説明義務違反や配慮義務違反の主張はその前提を欠き、これらの義務違反は認められないと判示した。本件契約に付随する信義則上の義務の債務不履行に基づく損害賠償請求については、本件契約は顧客がインターネット上で自ら申し込むものであり、その内容も、顧客が自らの判断で、Yの提供する複数の取引の提案から登録・利用するものを選択し、取引数量を決定して取引を行うものであって、その契約対象は日経225の取引経験者あるいは同取引の仕組みを理解する者が想定され、実際に、Xも日経225miniの取引経験があることに照らせば、Xの主張するような説明義務や配慮義務の違反は認められないと判示した。

(10)大阪地判令和元年6月21日 金法2124号48頁

平成28年(ワ)第10395号 消費者契約法12条に基づく差止等請求事件(請求一部認容)

本件は、適格消費者団体であるXが、家賃債務保証業を営むY社に対し、Yが住宅等の賃貸借契約当事者との間で締結する家賃債務保証契約に含まれる以下の条項について、消費者契約法8条1項3号又は10条の規定する条項に該当するとして、同法12条3項に基づく意思表示の差止等を請求する事案である。(1)Yに対し賃貸借契約を無催告解除する権限を付与する条項、(2)Yが賃貸借契約の無催告解除権を行使することについて賃借人に異議がない旨確認する条項、(3)Yが賃借人に対して事前に通知することなく保証債務を履行できるものとする条項、(4)Yが賃借人に対して事後求償権を行使するのにに対し、賃借人およびその連帯保証人において賃貸借人に対する抗弁をもってYの請求を拒絶できないものとする条項、(5)一定の要件を満たす場合に、賃借人の明示的な異議がない限り、賃借人からの賃借物件の明渡しがあったものとみなす権限をYに付与する条項。

本判決は、(5)の条項について、賃借人明渡後に賃借物件内に存在する動産類を賃貸人およびYが任意に搬出・保管することに賃借人が異議を述べない旨をいう点で、消費者契約法8条1項3号にいう「当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除」する条項に該当すると判断し、Yの(5)の条項を含む消費者契約に係る意思表示の差止等を命じた。他方、(1)の条項については、賃借人が滞納賃料等および変動費の合計額が賃料3ヶ月分以上に達し、これがため賃貸借契約を解除するにあたり催告をしなくてもあながち不合理とは認められない事情が存する場合に限りYに無催告解除権を付与する条項と解釈し、消費者契約法10条前段の該当性を否定し、(2)の条項については、賃借人のYに対する損害賠償請求権を放棄させたり、無催告解除の効力を争う権利を放棄させたりするものとはいえないとして、消費者契約法8条1項および10条前段の該当性をいずれも否定し、(3)および(4)の条項については、消費者契約法10条前段に該当するものの、賃借人の二重払いのリスクのある金額は賃料等1ヶ月分余りに限られること、賃借人が必要費償還請求権等の自らの債権と将来発生する賃料債務とを相殺することが可能であること等を理由として、消費者契約法10条後段の該当性を否定した。

【知的財産】

(11)知財高判令和元年10月23日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第10073号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/009/089009_hanrei.pdf

原告は、「仙三七」の文字を横書きにしてなる商標であって、第5類「サプリメント」を指定商品とする商標(本件商標)の商標権者であったところ、被告は、本件商標につき無効審判を請求し、特許庁は無効審決(本件審決)をしたので、原告が、本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。

本件審決の要旨は、本件商標の登録出願の経緯には著しく社会的妥当性を欠くものがあり、その商標登録を認めることは、商標法の予定する秩序に反するものであるから、本件商標は、商標法4条1項7号に該当する、というものであった。

原告と被告とは、被告が、原告に対し独占的に卸売りし、原告がこれを薬局薬店等に販売するという長期間にわたる取引関係にあった。かかる取引関係に関して、原告と被告とは覚書を締結しており、本件覚書は、被告商標として登録された「仙三七」との商標を、被告商品に付して、販売することを前提とするものである。また、本件覚書には、被告及び原告は、第三者が被告商標の権利を侵害していることを知ったときには互いに協力してその排除に努めるものとすることや、被告及び原告は、信義に基づいて本件覚書を履行するものとするなどの合意が含まれていた。このように、被告が原告に使用許諾して「仙三七」との商標を被告商品に付して販売することとされ、第三者からの被告商標に係る商標権侵害に対する対策も合意された上で、本件覚書を履行するとされていたことに照らすと、本件覚書において、原告自身が、健康食品との関連で「仙三七」との商標を商標登録することは全く想定されていない。以上によれば、長期間にわたり、被告商品の卸売りを受けて、これに被告商標と同じ「仙三七」との商標を付して販売し、利益を上げていた原告は、被告との関係において、被告が「仙三七」との商標の商標権者として、かかる商標を付して被告商品を販売することを妨げてはならない信義則上の義務を負っていたものといえることができる。

以上によれば、原告による本件商標の登録出願は、被告が「仙三七」との商標を付して被告商品を販売することを妨げてはならない信義則上の義務を負うにもかかわらず、被告商標が被告商品を指定商品として含まない可能性があることを奇貨として本件商標の登録出願を行い、本件商標を取得し、被告が「仙三七」のブランドで健康食品を販売することを妨げて、その利益を独占する一方で、その他の商品の取引に関する交渉を有利に進めるといふ不当な利益を得ることを目的としたものといえることができる。

このような経緯及び目的に鑑みると、原告による本件商標の出願行為は、被告との間の信義則上の義務違反となるのみならず、健全な商道德に反し、著しく社会的妥当性を欠く行為といふべきである。そうすると、このような出願行為に係る本件商標は、商標法4条1項7号所定の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当するものといえる、として原告の請求は棄却された。

(12)知財高判令和元年10月24日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10178号 特許取消決定取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/995/088995_hanrei.pdf

発明の名称を「ゲームプログラム、ゲーム処理方法および情報処理装置」とする本件特許について特許異議の申立てによる取消決定を受けた原告が、甲1が本件出願前に電気通信回線を通じて公衆に利用可能となったと認定したことの誤り等を主張して特許取消決定の取消しを求めたが、棄却された事案。

甲1は、2017年(平成29年)9月1日にインターネットで検索して表示された「ドラコレ旅日記 GREE のアプリ「ドラゴンコレクション」を楽しむ管理人の日記」と題する「FC2ブログ」のコピーであること、同ブログは、広告欄の「スポンサーサイト」、ブログ本文の「11/25 更新情報」、「最新コメント」、「関連記事」等の各項目で構成されていること、「11/25 更新情報」の項目の右横には「11.11.25 23:18 Cat:旅日記」との表示があること、同項目欄に掲載された記事(本件更新情報)には、「「友情のきずな」キャンペーンを開催中です。」、「期間:11/25(金)14:00 11/29(火)14:00」との記載があることが認められる。

上記記載から、本件更新情報は、「11/25 更新情報」の項目の右横に表示された「2011.11.25 23:18」(2011年11月25日23時18分)に更新され、保存されたことが認められる。したがって、本件更新情報は、本件出願前(出願日平成25年9月27日)の平成23年(2011年)11月25日、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となったものと認められる。そうすると、本件決定が本件更新情報に基づいて認定した引用発明1は、本件出願前に電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に該当するものと認められる。

原告は、甲1の「スポンサーサイト」の項目欄の直下には、本件出願後の平成29年(2017年)7月21日に制作発表されたゲーム「みんなでじゃんこ大戦争」の画像が表示されているから、本件更新情報が公衆に利用可能となったのは、早くとも同日である、甲1においては、少なくとも、ゲーム「みんなでじゃんこ大戦争」の画像が表示された部分、「最新コメント」の項目欄の各コメント部分、「関連記事」の項目欄の「【バトルイベント】神獣の魂【予告】(2011/12/09)」及び「エレボスの坑道結果報告(2011/12/06)」の部分は、平成23年11月25日より後に書き換えられたものであるから、本件更新情報についても、同日より後に書き換えられた可能性を否定できない旨主張する。

しかしながら、上記の点については、甲1の「スポンサーサイト」の項目欄に表示される広告は、甲1のURLを検索した時点で1か月以上ブログの更新がされていない場合に、FC2ブログの運営者であるFC2が契約しているスポンサー広告が表示されるものであって、ブログの記載内容、更新日時とは関係しないことが認められる。

また、上記の点については、甲1を構成する「11/25 更新情報」の項目欄とは異なる他の項目欄に掲載された情報が平成23年11月25日より後に更新された事実があるからといって本件更新情報が同日より後に書き換えられた

可能性があることを基礎付けることはできない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

(13)大阪地判令和元年10月24日 裁判所HP

平成30年(ワ)第7123号 特許権侵害差止等請求事件 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/014/089014_hanrei.pdf

発明の名称を「無線通信サービス提供システム及び無線通信サービス提供方法」とする特許権を有する原告が、インターネット上の広告配信サービスを提供している被告に対し、広告配信サービスの提供の差止め請求等を求めたが、被告システムは本件発明の技術的範囲に属しないとして、棄却した事案。

本件特許の特許請求の範囲の請求項1をみると、構成要件Eとして、「前記広告情報管理サーバは、前記無線通信装置が一旦前記指定地域の外に出た後、再び前記指定地域内に戻っても、同じ前記広告情報を前記無線通信装置に送信しないこと、を特徴とする無線通信サービス提供システム。」と記載されている。ここでは、「前記広告情報管理サーバは、同じ前記広告情報を前記無線通信装置に送信しないこと、を特徴とする無線通信サービス提供システム。」と記載されるのではなく、「前記無線通信装置が一旦前記指定地域の外に出た後、再び前記指定地域内に戻っても、」という文言(以下「本件指定地域に関する文言」という。)がみられる。このように、構成要件Eには本件指定地域に関する文言がわざわざ付加されているから、その文言には何らかの意味があるものとして理解すべきであり、構成要件Eについて本件指定地域に関する文言がない場合と同じ解釈をすることは許されず、その文言によって本件発明1の構成が特定(限定)されているものと理解するのが相当である。

そして構成要件Eは、広告情報管理サーバが、特に、無線通信装置が一旦指定地域外に出た後、再び指定地域内に戻った場合に、同じ広告情報を無線通信装置に送信しないことを特徴とするということを記載したものと解される。もっとも、これは、広告情報管理サーバが広告情報を無線通信装置に送信するものであること(構成要件C)を踏まえ、同じ広告情報を再送信するかどうかという機能ないし作用効果に着目して記載されたものであり、その具体的構成について、当該広告情報管理サーバは、単に、同じ広告情報を無線通信装置に再送信しないようにする構成を備えているだけでは足りず、一旦指定地域外に出た後、再び指定地域内に戻ったことを把握して、当該無線通信装置に、同じ広告情報を再送信しないようにする構成を備えていなければ、構成要件Eを充足するとはいえないと解すべきである。

原告は、被告システムでは、広告主が広告データの配信期間を1日以内とし、1人のスマートフォンのユーザーに対して1日に配信する回数を1回に制限する設定をすると、構成Eを備えることになることと主張するが(原告は、広告データの配信回数を2回以上と設定した場合に、被告システムが構成要件Eを充足する旨の主張はしない。)、この構成は、単に、同じ広告情報を無線通信装置に再送信しないようにする構成にすぎず、一旦指定地域外に出た後、再び指定地域内に戻ったことを把握して、無線通信装置に同じ広告情報を再送信しないようにする構成を備えているとはいえない。そうすると、原告主張の上記構成は、構成要件Eを充足しないこととなる。そして、その他に被告システムが構成要件Eを充足するとすべき事情は主張立証されていないから、被告システムは構成要件Eを充足せず、本件発明1及び同発明の従属項に係る発明である本件発明2の技術的範囲に属さないこととなる。

【民事手続】

(14)京都地決平成31年2月5日 判例タイムズ1464号175頁

平成30年(モ)第1135号 裁判所書記官の処分に対する異議申立事件(申立却下,即時抗告(後抗告棄却))

申立人(基本事件原告)が地方裁判所書記官に対し、基本事件(損害賠償請求訴訟事件)の相手方(基本事件被告)に対する訴状副本等の送達につき「住所、居所その他送達をすべき場所が知れない」として、公示送達の方法で行うよう申し立てたところ、同書記官がこれに対し却下の処分をしたことから、これを不服として異議を申し立てた。

本決定は、Facebookに相手方と同一人物である可能性が高いと上申された本件アカウントが存在し、Facebookには、Facebookアカウントを有する者であれば、誰でも他のアカウントに対しメッセージを送信することができる機能があるところ、申立人が自ら又は代理人、調査会社等を用いて、本件アカウントに対しメッセージを送信する方法による調査を行っていないことからすれば、通常の調査方法を講じて相手方の送達場所が判明しなかったとはいえないなどとして、原処分は違法はないと判断した。

【刑事法】

(15) 最一決令和元年11月12日 裁判所HP

平成31年(あ)第506号 児童買春,児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反,わいせつ電磁的記録記録媒体有償頒布目的所持被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/039/089039_hanrei.pdf

(判旨)

ひそかに児童ポルノ法2条3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を電磁的記録に係る記録媒体に記録した者が,当該電磁的記録を別の記録媒体に記載させて児童ポルノを製造する行為は,同法7条5項の児童ポルノ製造罪に当たるから,原判断は正当である。よって,上告を棄却する。

(16) 大阪高判令和元年10月25日 裁判所HP

平成29年(う)第1278号 傷害致死被告事件(破棄自判,無罪)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/029/089029_hanrei.pdf

いわゆるSBS(揺さぶられっ子症候群)の事案について,控訴審で取り調べた脳神経外科学の医師の証言に基づき,「搬送直後の血液検査の結果で,血液凝固系の数値が大幅な異常値を示しているのは,脳静脈洞血栓症を発症しており,血液凝固因子が大量に消費されたためではないかという疑いが生じる。」等とし,検察側の小児科医の証言の信用性を否定した上で,有罪立証を否定し,更に,「症状が外力によるものであるとの前提で,いわゆる消去法的に犯人を特定する認定方法をとったからにはほかならない。このような認定方法が,一般的な認定方法として承認されていることは事実である。しかし,本件をみると,そこには,一見客観的に十分な基礎を有しているようにみえる事柄・見解であっても,誤る危険が内在していること,消去法的な認定は,一定の条件を除けば,その被告人が犯人であることを示す積極的な証拠や事実が認められなくても,犯人として特定してしまうという手法であること,さらには,その両者が単純に結びつくと,とりわけ,事件性が問題となる事案であるのに,その点につき十分検討するだけの審理がなされず,犯人性だけが問題とされると,被告人側の反証はほぼ実効性のないものと化し,有罪認定が避け難いこと,といった,刑事裁判の事実認定上極めて重大な問題を提起しているように思われる。」と付言した。

【公法】

(17) 東京高判平成30年5月24日 判例時報2417号3頁

平成29年(行コ)第389号 一般乗用旅客自動車運送事業経営許可申請却下処分取消等請求控訴事件(一部取消(上告受理申立て・取下げ,確定))

平成12年改正道路運送法は,タクシー事業を免許制から許可制に変更したが,その後タクシーの供給過剰が社会問題化し,供給過剰の状況にある特定の地域における供給過剰状況の解消に向けた取組みを法制化した特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成25年法律83号による改正前のもの,以下「平成21年特措法」)が制定され,指定された特定地域における個人タクシー営業の新規許可については同法を根拠に地方運輸局長が定めた収支計画要件に基づき許可の審査が行われるようになった。このような状況下,平成21年特措法の下で個人タクシー事業の経営許可申請をしたところ,処分行政庁から道路運送法6条2号(事業計画の適切性)に適合しないとして却下されたこと(本件却下処分)に対し,その取消しを求めるとともに,事業許可の義務付けを求めた事案。

原審(東京地判平成29年12月7日)は,収支計画要件は道路運送法6条に違反し違法であり,本件申請につき事業計画上の問題があって安易な供給拡大だとも認められないから,本件却下処分は違法であるとしてこれを取り消し,義務付けの訴えにも理由があるとして,処分行政庁に本件申請にかかる事業許可を命じた。

国が控訴した控訴審では,収支計画要件は道路運送法の平成12年改正により廃止された需給調整規制を一部復活させるものであり,同法6条の審査基準とすることができない違法なものであるとし,本件却下処分は収支計画要件に該当しないことを理由にされたものであるから,それ以外の同条の許可基準に適合するかを検討するまでもなく取消しを免れないとして,取消訴訟に関する控訴人(国)の控訴を棄却した。

他方で,義務付けの訴えに関する行政事件訴訟法37条の3第5項の本案要件(一義的明白性)の存否について,当事者間の信義・衡平に照らし,原判決同様,本件却下処分後に改正された法令(平成25年特措法)ではなく本件却下処分時の法令(平成21年特措法)に基づき判断すべきであるとしたが,原判決と異なり,申請に関して被控訴人が提出した事業計画が道路運送法6条の許可基準に適合するかどうかを当裁判所が判断する上で必要かつ十分な資料は調っておらず,義務付けの訴えは本案要件を満たさないとして,原判決を取り消して請求を棄却した。

(18)札幌高判令和元年10月24日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第2号 選挙無効請求事件(請求棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/017/089017_hanrei.pdf

一票の価値の格差に基づき、2019年7月21日施行の参議院の北海道選挙区の選挙無効が争われた事案である。

裁判所は、「違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態の下で施行されたものではあるが」としたものの、衆議院と参議院との相違や、法改正経過等から、国会の裁量を逸脱して無効とまでは言えないとした。

(19)名古屋高判令和元年10月29日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件(請求棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/043/089043_hanrei.pdf

一票の価値の格差に基づき、2019年7月21日施行の参議院(選挙区選出)議員選挙の福井県、富山県、石川県の各選挙区の選挙無効が争われた事案である(最小の福井県選挙区を1とすると、富山県選挙区は1.37、石川県選挙区は1.47)

裁判所は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不均衡状態にあったものとはいえ、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできないものと判断した。

(20)大阪高判令和元年10月29日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第4号 選挙無効請求事件(請求棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/030/089030_hanrei.pdf

一票の価値の格差に基づき、2019年7月21日施行の参議院(選挙区選出)議員選挙の滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各選挙区の選挙無効が争われた事案である(例えば大阪府で、最小の福井県と2.825倍の格差)

裁判所は、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえ、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできないとした。

(21)福岡高判令和元年10月30日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件(請求棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/034/089034_hanrei.pdf

一票の価値の格差に基づき、2019年7月21日施行の参議院(選挙区選出)議員選挙の宮崎県選挙区及び鹿児島県選挙区の選挙無効が争われた事案である(最小の福井県選挙区を1とすると、宮城県選挙区が最大の3.00であり、宮崎県選挙区は1.42、鹿児島県選挙区は2.12)。

裁判所は「平成28年選挙における選挙区間の最大較差を更に縮小することとなる平成30年改正法を成立させることは、国会の裁量権の行使として合理性に欠けるものであったと評価することはできないというべき」等として、違憲の主張を退けた。

(22)札幌地判平成30年9月20日 判例タイムズ1464号81頁

平成28年(行ウ)第32号 墓地使用許可取消処分取消請求事件(請求棄却,控訴)

原告は、本件墓地に本件墓(亡妻の墓)を建立するため、処分行政庁に対して、墓地使用許可を申請した際、担当課長から「条例所定の面積を若干超える墓を建立しても構わないが、申請に際しては、条例所定の面積で墓を建立する旨の図面を作成して提出するように。」との指示を受けていたが、原告がそのような図面を提出して墓地使用許可を受けた後、これを超える面積の本件墓を建立したところ、処分行政庁が、本件墓が面積の点で条例に違反しているとしてその取消処分を行ったため、処分行政庁に対し当該処分の取消を求めた。

本判決は、担当課長に条例等が許容する範囲を超えて許可をする権限はないから、本件墓の建立について違反がないことにはならないし、墓地使用者間の公平・平等、条例等への違反の程度、第三者への権利侵害などの点から処分をすべき要請があり、その要請を後退させてまで原告の担当課長の許可に対する信頼を保護すべきとはいえず、本件処分により原告に負担が発生したことについては原告にも責めに帰すべき事由があることから、本件処分に信義則違反ないし権利濫用があると認められないとして原告の請求を棄却した。

【社会法】

(23) 最一判令和元年11月7日 裁判所HP

平成30年(受)第755号 地位確認等請求事件(一部破棄差戻し,一部上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/020/089020_hanrei.pdf

(裁判要旨)

Yとの間で有期労働契約(以下「本件労働契約」という)を締結して就労していたXが,Yによる解雇は無効であると主張して,労働契約上の地位の確認等を求める訴訟において,契約期間の満了により当該契約の終了の効果が発生するか否かを判断せずに請求を認容した原審の判断に違法があるとされ,原審に差し戻された事例。

(理由)

第1審口頭弁論終結時において,本件労働契約の契約期間が満了していたことは明らかであるから,第1審は,Xの請求の当否を判断するに当たり,この事実をしんしゃくする必要があった。そして,原審は,本件労働契約が契約期間の満了により終了した旨の原審におけるYの主張につき時機に後れたものとして却下した上,これに対する判断をすることなくXの請求を全部認容すべきものとしているが,第1審がしんしゃくすべきであった事実をYが原審において指摘することが時機に後れた攻撃防御方法の提出に当たるといえることはできず,また,これを時機に後れた攻撃防御方法に当たるとして却下したからといって上記事実をしんしゃくせずにXの請求の当否を判断できることとなるものでもない。

ところが,原審は,最後の更新後の本件労働契約の契約期間が満了した事実をしんしゃくせず,上記契約期間の満了により本件労働契約の終了の効果が発生するか否かを判断することなく,原審口頭弁論終結時におけるXの労働契約上の地位の確認請求及び上記契約期間の満了後の賃金の支払請求を認容しており,上記の点について判断を遺脱したものである。

(24) 福岡高判平成30年11月29日 判例時報2417号91頁

平成29年(ネ)第886号 損害賠償請求控訴事件(変更・請求一部認容(確定))

X(原告・控訴人)は,昭和55年に任期を1年とする臨時職員として学校法人Y(被告・被控訴人)から採用され,現在に至るまで有期労働契約を更新して,Yの同一部署での勤務を続けている者であるが,Yの無期労働契約を締結している正規社員との間で著しい賃金格差を生じており,労働契約にかかる基本給の定めが有期労働契約であることによる不合理な労働条件であって,労働契約法20条及び公序良俗に違反する,として,不法行為に基づく損害賠償請求として824万円強及び遅延損害金の請求をした。

原審(福岡地小倉支部判平成29年10月30日)は,Xがほぼ同じ勤続年数で同じ内容の業務を行っているとは主張する5名の正規職員との比較において,業務内容やその範囲,業務量等において同等のものと評価できるだけの立証に乏しく,経歴や責任の程度においても異なり,Xと同様の業務を取り扱っているとの単純な比較をすることは困難であって,XとYの労働契約における賃金の定めが労働契約法20条に違反すると認めることはできず,公序良俗にも反しない,と判示し,Xの請求を棄却した。

これに対し,控訴審は,原判決同様に,5名の正規職員の業務と比較して,業務の内容やその範囲,業務量等がXと同等のものと認めるに足る証拠はないとしたが,Yにおいて,正規職員が定年制で,賃金体系も当該労働者が定年退職するまでの長期間雇用することを前提に定められたものであるのに対し,臨時職員は,1年以上1年以内と期間を限定して雇用する職員で,人員不足を一時的に補う目的で臨時職員の採用を開始し,臨時職員を長期間雇用することを採用当時は予定していなかったが,Xは30年以上も臨時職員として雇用されたもので,この採用当時予定していなかった雇用状態が生じたという事情は,当該有期契約労働者と無期契約労働者の労働条件の相違が不合理と認められるものであるか否かの判断において,労働契約法20条にいう「その他の事情」として考慮されることになる事情に当たる,現在では同じころ採用された正規職員との基本給の額に約2倍の格差が生じているという労働条件の相違は,同学歴の正規職員の主任昇格前の賃金水準を下回る限度において不合理であって,労働契約法20条に違反する,と判示し,原判決を変更し,月額賃金の差額各3万円及びこれに対応する賞与に相当する損害を被ったとして113万4000円及び遅延損害金の支払を求める限度でXの請求を認容した。

(25) 知財高判令和元年10月9日 裁判所HP

令和元年(ネ)第10037号 損害賠償請求控訴事件 不正競争 民事訴訟 (棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/984/088984_hanrei.pdf

本件は,鍵の販売,取付け,修理等を業とする控訴人が,被控訴人に対し,被控訴人が,控訴人の開錠技術等に関する営業秘密を違法に持ち出して,被控訴人の業務に使用した行為は,不正競争防止法の不正競争行為に該当すると主張して,損害賠償を求めた事案。

控訴人は,顧客の依頼を受けて開かなくなった鍵を開錠する業務を行っており,その際,つまみ部分にボタンを付

け、ボタンを押した場合にのみ回すことができる構造を有するサムターンが扉の内側に設けられている場合であっても、解錠することができる道具(控訴人において「グンマジ」と称しているもの。以下「グンマジ」という。)を自ら開発し、これを使用している。

不正競争防止法において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

控訴人は、グンマジを用いた開錠の方法やグンマジの構造・部材に関する本件情報が外部に流出しないように管理されていたことを主張している。しかしながら、控訴人は、「鍵の学校 ロックマスター養成講座」との名称で、開錠技術等を教える講座を開講していたこと、その講座においては、ピッキングによる開錠方法のほか、グンマジを使用する開錠の方法も教えられていたところ、受講者に秘密保持義務を課していたとは認められないこと、また、控訴人は、少なくとも本件講座と関係して、グンマジを販売していたこと、さらに、控訴人がインターネット上で公開していたブログ等には、上記の事実を裏付けるような内容の記事が掲載され、グンマジを使用しているモザイクなしの写真付きの記事を見ることができたこと、以上の事実が認められる。

以上の事実によれば、控訴人が営業秘密と主張するグンマジを用いた開錠の方法やグンマジの構造・部材に関する本件情報は、「秘密として管理されている」情報とはいえ、「公然と知られていないもの」ともいえないから、不正競争防止法の「営業秘密」に該当しない。

なお、控訴人は、グンマジの保管が厳格にされていた旨を具体的に主張するが、このことは、工具であるグンマジの物理的な管理方法をいうにすぎず、「営業秘密」に該当するか否かが検討されるべき本件情報の管理態様をいうものではないから、控訴人の上記主張は上記判断を左右しない。

よって、グンマジを用いた開錠の方法やグンマジの構造・部材に関する本件情報が営業秘密に当たることはないから、グンマジの使用をもって不正競争行為に該当する旨をいう控訴人の主張は、その前提を欠き、理由がない、として本件控訴は棄却された。

(26) 京都地判平成29年5月29日 判例タイムズ1464号162頁

平成27年(ワ)第3831号 競業差止等請求事件(認容, 確定)

Xの従業員であったYは、平成26年7月28日に家業を継ぐことを理由に早期退職優遇制度応募申請書を提出し、その数日後にも当該理由で申請を通して欲しい旨をXに伝えたことから、早期退職手続が開始され、同年9月10日、YはXからの求めに応じ、同月30日をもって退職するが、退職後2年間の競業禁止特約の遵守を条件に早期退職加算金が支払われる旨の記載された退職合意書を作成し提出したが、Yは同月26日に競業他社の面接を受け、同月29日に採用決定の連絡を受けた後、同月30日をもってXを退職し、同年10月1日から競業他社で働き始めた。その後、Xは早期退職加算金を含めた退職金をYに支払ったが、同年12月にYが競業他社で働いていることが発覚し、Yに対し、主位的には、競業禁止特約を締結した時点で既にこれを遵守する意思が確定的になく、詐欺(作為又は不作為)により早期退職加算金を騙し取ったと主張し、予備的に競業禁止特約違反(債務不履行)を主張し、早期退職加算金と同額の損害賠償を請求した。

本判決は、本件競業禁止特約の有効性を認めると共に、本件では、当該退職合意書提出時点で確定的に競業禁止特約を遵守する意思もない詐欺(作為による詐欺)と認めるには至らないけれども、退職合意書提出後に競業他社への再就職が決まった後の不作為による詐欺に該当するとして、早期退職加算金相当額の支払請求を認容した。

【その他】

(27) 京都地判平成31年3月26日 判例タイムズ1464号170頁

平成30年(ワ)第1735号 総会決議取消等請求事件(訴え却下, 控訴)

弁護士会(被告)の臨時総会において、一部の会員(いわゆる新65期に該当する弁護士会員)を対象に通常会費の一部を免除する内容の会則改正をする旨の決議がされたところ、対象外の会員(原告)が、議案について特別の利害関係がある65期会員らが審議及び議決に加わったことが被告議事規程に反し、本件決議には瑕疵があると主張し、本件決議の取消又は無効確認を求めた。本判決は、決議取消請求に係る訴えは、形成の訴えであるところ、弁護士会の総会決議については、取消請求の主体や要件を個別に定める規定は存在せず、本件決議取消請求に係る訴えは不合法である、また、本件決議の効力が対象外の会員である原告の法律上の地位ないし利益に直接影響を及ぼすものではなく、本件決議は、弁護士会の適正な運営の根幹にかかわる重要事項とまではいえないから、本件決議無効確認請求に係る訴えは、確認の利益がないと判示して、本件各訴えをいずれも却下した。

【紹介済み判例】

東京地判平成29年7月6日 判例タイムズ1464号135頁
平成24年(ワ)第25789号 年金受給権確認等請求事件(請求棄却,控訴)
法務速報202号25番にて紹介済み

最二判平成30年12月7日 金法2125号75頁
平成29年(受)第1124号 不当利得返還等請求事件(上告棄却)
法務速報212号1番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/171/088171_hanrei.pdf

最三決平成31年3月12日 判例時報2419号3頁
平成30年(行ツ)第185号 最高裁判所裁判官国民審査無効請求事件(上告棄却)
法務速報215号25番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/524/088524_hanrei.pdf

最三判平成31年4月9日 金法2125号70頁
平成30年(行ヒ)第262号 固定資産評価審査決定取消請求事件(破棄差戻)
法務速報216号15番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/591/088591_hanrei.pdf

2. 令和元年(2019年)11月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 200 2

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い,国会議員の秘書の給与の額を改定することを定めた法律。

・衆法 200 3

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

・・・ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関する必要事項,ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定めた法律。

・衆法 200 4

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・名誉の回復,福祉の増進等の規定の対象にハンセン病の患者であった者等の家族を加えること,国立ハンセン病療養所における医師等の兼業に関する国家公務員法の特例を設けること等を定めた法律。

・閣法 200 1

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

・・・人事院の国会及び内閣に対する令和元年8月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み,一般職の国家公務員の俸給月額,住居手当及び勤勉手当の額の改定を行うこと等を定めた法律。

・閣法 200 2

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い,特別職の職員の給与の額を改定することを定めた法律。

・閣法 200 5

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定すること等を定めた法律。

・閣法 200 7

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

・・・農林水産物・食品輸出本部の設置,基本方針・実行計画の策定,輸出証明書の発行,輸出事業計画の認定等を定めた法律。

3.11月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

犬塚 浩/監修 永 滋康/編集代表 第二東京弁護士会五月会/編 創耕舎426頁 7,150円
民法改正対応 契約書式の実務 上

犬塚 浩/監修 永 滋康/編集代表 第二東京弁護士会五月会/編 創耕舎 406頁 7,150円
民法改正対応 契約書式の実務 下

高中正彦 堀川裕美 西田弥代 関 理秀/著 ぎょうせい 235頁 3,300円
弁護士の現場力 家事調停編 事件の受任から調停終了までのスキルと作法

仲 隆 浦岡由美子/編 新日本法規 354頁 4,730円
遺産相続事件処理マニュアル

愛知県弁護士会 研修センター運営委員会法律研究部 改正債権法・新旧適用検討チーム/編 新日本法規 280頁
3,850円
ケース別 債権法 新・旧規定適用判断のポイント

4.11月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

高仲幸雄/著 新日本法規 354頁 3,740円

働き方改革関連法対応Q&A 改正労働時間法制のポイント

峯岸健太郎/編著 今戸智恵 柴田 久 今村 潤 尾西祥平 緋田 薫 磯田 翔 小倉 徹/著 商事法務
331頁 3,850円

ポイント解説 実務担当者のための金融商品取引法

日本弁護士連合会/日弁連刑事弁護センター/日本司法精神医学会/精神鑑定と裁判員制度に関する委員会/編 現代
人文社 293頁 3,960円

GENJIN刑事弁護シリーズ26 ケース研究 責任能力が問題となった裁判員裁判

大阪弁護士会司法委員会信託法部会/編 日本加除出版 408頁 4,400円

弁護士が答える民事信託Q&A100

5. 発刊書籍<解説>

「弁護士の現場力 家事調停編 事件の受任から調停終了までのスキルと作法」

離婚や相続案件等の家事事件について、事件処理の流れや気を付けるべきポイントについて、法律的な点だけでなく事務的な内容に至るところまで解説されている。1,2年目の若手や若手を指導する弁護士向けの本である。文章は堅苦しくなく読みやすく、気軽に読んでみたい本である。

「弁護士が答える民事信託Q&A100」

民事信託について実務で利用しやすい書籍になるようにとの観点から執筆された本であり、具体的な事案を挙げて、当該事案に応じた条項が解説されている。民事信託が妥当する事例が複数挙げられており、民事信託を利用する際や、民事信託を選択すべきか検討したい時などに役に立つ本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。